

2-1 乳児のいろいろ



お誕生おめでとうございます！
家族や地域の中で、一緒に子育てをしていきましょう。

■ 出産後（新生児の検査）

入院中、病院では県や市の助成により先天性代謝異常検査、新生児聴覚検査が受けられます。（病院に問い合せください。）



■ 出生届（届出期限に注意しましょう。土日祝日は提出のみ。）

生まれて14日以内に赤ちゃんの戸籍と住民票をつくります。
市役所市民課または小高区役所、鹿島区役所窓口で手続きをしてください。



■ 出生連絡票の提出

母子健康手帳交付時にお渡しした出生連絡票（ハガキ）、出生時の体重が2500g未満の場合は、低体重児出生届も一緒に保健センターに提出してください。出生届出と一緒に、市民課窓口にも提出できます。



■ 赤ちゃんの健康保険への加入

- ・国民健康保険加入の保護者 → 市民課又は各区窓口へ
- ・国民健康保険以外に加入の保護者 → 勤務先または各保険組合へ



■ 児童手当・ようこそ赤ちゃん誕生祝い品の申請（P11）

こども家庭課で手続きをしてください。



■ 子ども医療費助成の手続き（P11）

お子さんの保険証ができてからこども家庭課で手続きをしてください。

■ 未熟児養育医療について

こども家庭課 0244-24-5215

出産時の体重が2000g以下であるなど、医師が入院を必要と認めた未熟児が、指定養育医療機関に入院した場合に、保険適用となる医療費や食事療養等の費用を給付します。

一部保護者の自己負担が発生します。

2-2 乳児のいろいろ



■健康診査、予防接種を受けましょう

- **新生児聴覚検査、1か月児健康診査、産後1か月健康診査**
主に出産された病院でお子さんとお母さんが受けるものです。お子さんとお母さんの健康のために必ず受診しましょう。お子さんの新生児聴覚検査、お母さんの産後1か月健康診査は健診料を助成しています。
- **保健師による連絡・訪問**
お子さんが生まれたら、生後2か月ごろに保健師が「赤ちゃん訪問」を行います。その際、「予防接種予診票つづり」をお渡しします。
- **4か月児健康診査**（生後3か月～4か月の乳児対象）
- **10か月児健康診査**（生後10か月～11か月の乳児対象）
事前に個別にお知らせします。計測、内科健診、育児・栄養相談を行います。
- **予防接種** 健康づくりガイドブックや、市ホームページをご覧ください。

■産後ケア事業

産後に心身の不調や育児不安等がある場合、宿泊型又は日帰り型のサービスで心身のケアや育児サポートが受けられます。
利用申請していただき、要件に該当する場合に利用できます。
利用料の一部を助成しています。

申請・問合せ 健康づくり課 母子健康係（原町保健センター）
0244-23-3680

■在宅保育支援金（該当者のみ）

満3歳未満の子どもを家庭で保育する保護者に対して交付します。
申請時には、会場で育児相談もできます。

対象者への申請書発送 半年に1回（8月下旬、2月下旬）

対象 次の全てを満たす方

- 満3歳未満の子どもの保護者であること。
- 子どもと保護者がいずれも市内に住民登録があり実際に居住していること。
- 子どもを公立・私立保育園（所）、認可外保育施設（院内保育所、企業内保育所も含む）などに入園（所）させず、家庭で保育している月間があること。
- 年度途中に認可・認可外の保育施設に入所、または預けていないこと。
- 市税の滞納がないこと。

交付金額 月1万円（子ども一人あたり）半年ごとに交付します。
問合せ こども家庭課 0244-24-5215